○厚生労働省告示第四百九十七号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三に次の一号を加える。

五十五　上肢カッティングガイド及び上肢カスタムメイドプレートを用いた上肢骨変形矯正術（骨端線障害若しくは先天奇形に起因する上肢骨（長管骨に限る。以下この号において同じ。）の変形又は上肢骨の変形治癒骨折（一上肢に二以上の骨変形を有する者に係るものを除く。）

○厚生労働省告示第四百九十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表Ⅱ区分１１２⑼を次のように改める。

⑼　トリプルチャンバ（Ⅲ型）

①　標準型　1,620,000円

②　自動調整機能付き　1,690,000円

○厚生労働省告示第四百九十九号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
大豆	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ81419系統	ダウ・ケミカル日本株式会社

○厚生労働省告示第五百号

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）第二条第六項第一号、第三号、第五号及び第九号並びに同条第七項第一号の規定に基づき、放射性物質等の運搬に関する基準（平成十七年厚生労働省告示第四百九十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条第一項第二号中「のうち、非開放型の構造のもの」を削り、同条第四号中「外接する直方体の一辺が一・五メートル以上であり、かつ、」を削る。

第十条第一号中「イからチまで」を「イからリまで」に改め、同号ヘ中「位置」の下に「（当該位置に表示を有することが困難である場合は、輸送物の表面）」を加え、「Ｒａｄｉｏａｃｔｉｖｅ」を「ＲＡＤＩＯＡＣＴＩＶＥ」に改め、同号に次のように加える。

リ　放射性物質の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され又は包装されていないこと。

第十条第二号中「イからルまで」を「イからヌまで」に改め、同号イ中「及びチ」を「、チ及びリ」に改め、同号リを削り、同号ヌを同号リとし、同号ルを同号ヌとする。

第十八条に次の一項を加える。

6　放射性輸送物が収納又は包装されているオーバーパックには、その表面の見やすい箇所に、次の各号に掲げる事項を鮮明に表示し、かつ、耐久性を有しているものでなければならない。ただし、収納又は包装されている放射性輸送物の全ての表示が容易に確認できる場合は、この限りでない。

一　第二項第一号に掲げる事項及び品名

二　「オーバーパック」又は「ＯＶＥＲＰＡＣＫ」の文字

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十七年一月一日から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示の適用の際現に運搬されている放射性輸送物（放射性医薬品の製造及び取扱規則第二条第七項第一号イに規定する放射性輸送物をいう。）については、当該運搬が終了するまでは、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第五百一号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第四号に規定する講習会（以下「登録講習会」という。）として、次の表上欄に掲げる者が下欄に掲げる期間に実施する講習会を登録したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号）第二十一条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地	登録講習会の実施期間
公益社団法人日本食品衛生協会　東京都渋谷区神宮前二丁目六番一号	平成二十七年一月二十八日から同月三十日まで
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会　東京都台東区下谷二丁目一番十号	
一般社団法人日本食鳥協会　東京都千代田区神田東松下町十七番地	

○厚生労働省
農林水産省告示第十一号

独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第一項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構から認可申請のあった群馬用水緊急改築事業に関する事業実施計画を認可したので、同条第五項の規定に基づき、この旨を次のとおり公示する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

農林水産大臣　西川　公也

一　事業の名称

群馬用水緊急改築事業

二　工事施行位置

施設の名称	施設の位置
幹線水路	
榛名幹線	群馬県渋川市及び北群馬郡吉岡町

三　事業実施計画の認可の日

平成二十六年十二月十七日

○農林水産省告示第二千二百六号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十六年十二月二十六日

農林水産大臣　西川　公也